

スパークス・グループ株式会社

定 款

ARTICLES OF INCORPORATION  
OF  
SPARX Group Co., Ltd.

昭和63年 6月20日会社成立

平成 8年11月 5日第 1回改正

平成 8年11月12日第 2回改正

平成 9年 3月 5日第 3回改正

平成11年 3月24日第 4回改正

平成11年10月27日第 5回改正

平成12年 6月30日第 6回改正

平成13年 3月12日第 7回改正

平成13年 6月29日第 8回改正

平成14年 5月20日第 9回改正

平成14年 6月28日第10回改正

平成15年 5月20日第11回改正

平成15年 6月25日第12回改正

平成16年 5月20日第13回改正

平成16年 6月22日第14回改正

平成17年 5月20日第15回改正

平成17年 6月18日第16回改正

平成18年 4月 1日第17回改正

平成18年 6月23日第18回改正

平成20年 6月19日第19回改正

平成21年 6月18日第20回改正

平成22年 6月18日第21回改正

平成24年 6月18日第22回改正

平成25年 6月17日第23回改正

平成25年10月 1日第24回改正

平成26年 5月30日第25回改正

平成27年 6月 2日第26回改正

平成28年 6月 7日第27回改正

平成28年 6月13日第28回改正

平成29年 6月 7日第29回改正

令和元年 6月 5日第30回改正

令和2年 6月 9日第31回改正

令和4年 6月10日第32回改正

令和6年 6月7日第33回改正

経-1	定 款	主管部門：リーガル&コンプライアンス室
		決 裁 者：株主総会

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、スパークス・グループ株式会社と称し、英文では、SPARX Group Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国法人の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。

1. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
2. その他の金融サービス及びそれに付帯又は関連する業務
3. 再生可能エネルギー等による発電及び電気の供給に関する業務
4. 水素等の新エネルギー資源の製造及び供給に関連する事業
5. 不動産の開発・売買・交換・賃貸及びその仲介並びに所有・管理及び利用
6. 量子コンピューターに関連する事業
7. 医療・介護に関連する事業
8. 宇宙に関連する事業

② 当社は、前項に付帯する業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、128,800,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱いについては、法令又は定款において定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもつ

て、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

#### (招集権者及び議長)

第13条 株主総会の招集権者は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がその任にあたる。その取締役に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。

- ② 株主総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した者がその任にあたる。その者に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の者がその任に当たる。

#### (電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を

もって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を有する株主 1 名に限る。

② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当社は取締役会を置く。

(員 数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 5 名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選 任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任 期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会)

第 21 条 取締役会の招集権者及び議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がそれぞれその任にあたる。

②前項の取締役に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。

③取締役会の招集は、各取締役に對し、会日の 3 日前までにその通知を發する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 22 条 当社は、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合、当該提案について取締役の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(役付取締役)

第 25 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 26 条 取締役社長は、当社を代表する。

② 前項のほか、取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から当社を代表する取締役を選定することができる。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議

によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 29 条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 32 条 当社は会計監査人を置く。

(選任及び任期)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

② 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③ 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。



## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）をすることができる。

② 当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

③ 当社は、前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 36 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されない時は、当社は、その支払義務を免れる。

② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

① 当社は、第 31 回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、第 31 回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第 427 条第 1 項の規定により監査役（監査役であった者を含む。）との間で締結済みの損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 32 条第 2 項の定めるところによる。